

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

株式会社マルヤス

社員が仕事と子育ての両立を図ることができ、全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年1月1日～令和8年12月31日までの5年間

2 計画内容

目標① 休業後、職場復帰しやすい環境を作る。

対策 希望者には労働時間の見直しを図る。
(店舗または部署の異動等で時間削減)

育児休暇・介護休暇の取得方法の周知を図る。
(本部事務所相談窓口の活用を再徹底する。)

目標② 年次有給休暇取得促進のための措置の実施。

対策 有給休暇の取得情報を管理し、個人に周知させる。

5日間の取得義務以外にリフレッシュ休暇、記念日休暇制度を導入する。

労働組合と協議の上、推進していく。

目標③ 時間外労働の削減に取り組む。

対策 業務ローテーションの活用を図る

以上